

住宅部品トレーサビリティ情報管理システム LED 照明器具 登録手順書~スマートフォン編~ Ver2.0

2022年10月

目次等

			操作	権限等
頁		内容	工事 ID	設置業者 ID
8	1 – 1	設置情報をシステムに 仮登録する	0	0
11	入力事例 ①	設置する場合の入力	0	0
14	入力事例 ②	撤去・修理・ランプ交換 する場合の入力	0	0
17	入力事例 3	別の号棟の入力操作を 行いたい場合	0	0
19	3 - 1	LED 照明器具の情報を 表示する	0	0
22	4 – 1	システム利用規約	0	0
29	4 – 2	システム利用申請書	0	_

本マニュアルに記載している用語につ いて説明します。



本マニュアルで使われている用語について説明いたします。

	用語	説明
0	本システム	正式名称は、「住宅部品トレーサビリティ情報管理システム」と
		いいます。 このシステムは、利用者が住宅に設置された住宅部品
		のトレーサビリティ情報管理をインターネットを利用して、効率
		的に管理するために必要な機能を有する情報システムです。
1	工事等ID	ユーザを識別するために用いられる固有の番号です。 施工業者が
		使うものは、「工事 ID」、設置業者が使うものは、「設置業者用 ID」
		といいます。これらを総称して、「工事等 ID」としています。
2	仮パスワード	初回だけ、システムにログインするために用いるパスワードで
		す。このパスワードはシステムがランダムに生成します。
3	パスワード	システムにログインする際に用いるパスワードです。 仮パスワー
		ドでログインした後に、施工業者等が自由に設定できます。パス
		ワードの文字数は 8 文字以上となります。数字、アルファベッ
		ト、記号を 2 種類以上組み合わせて設定することが必要です。
4	施工業者	住宅管理者からの住宅部品の設置、 交換等を元請として請け負っ
		た工事業者のことです。
5	設置業者	施工者からの発注等により、住宅部品の設置、交換等の工事を行
		う者のことです。 施工者自らが設置業者として作業を行うことも
		できます。
6	部品 ucode	製品を特定するために利用している個体識別番号で、32 桁 16
		進法の番号です。BL 証紙には、その番号の下 8 桁の数字を表記
		しており、本マニュアルではこの 8 桁の数字のことを部品
		ucode とします。

※ 上記のほか、『システム利用規約』(p. 17 参照)による。





スマートフォンやソフトウェア等の動作環境

2022年10月時点の確認状況です。

	推奨動作環境
スマートフォン	【iPhone】iOS7.0以上
	【Android】 Android4.0以上
Webズラウザ	Safari
	Google Chrome

本システムに登録する製品は、次の BL-TMS シールが貼付さ れる LED 照明器具です。



O

Ø

O

Ø

RING C..

三愛ドリームセンター

4

4

Product Informat

Tronware Vol.137 / 坂村健 〔..



Q =

5

0

絵 記・顔

ucode

.@-_

GHI

A⇔a

PQRS TUV

UCODE

ABC

JKL

Ucode

X

Ξ

確定

DEF

MNO

WXYZ

,.?!

スタッフのおすす

= SoftBank

30

.

20

ゲー

0

Googleのおすすめ



スマートフォンを使った登録方法を説明します。

■本章の内容

1-1 設置情報をシステムに仮登録する・・・・・・・・8



- ⑥ 街区・号棟を入力します。
 番号入力の場合は半角数字 7 桁で入力してください。
- ⑦ 設置場所・灯番号を入力してください。
- ⑧ 施工種別は「設置」を選びます。
- 9 部品 ucode を入力するか、「QR」をタ ップし専用の QR コードリーダーから QR コードの情報を読み取ります。
- 10 LED 照明器具の製造業者名を「登録済の製造業者を選択」から選びます。選択肢にない場合は、直接、製造業者名を入力します。
- ① LED 照明器具の型式を「製造業者を選 択後、登録済みの型式を選択」から選 びます。選択肢にない場合は、直接、 型式を入力します。
- 12 LED 照明器具の製造年を西暦 4 桁(半 角)で入力します。
- ①「登録」をタップすると設置情報を仮登録します。

8 .	「部 いの LED ! れてい	品 u ? 照明 る 8	icod 計具に 桁の	le」 貼付し 数字を	は、 レたト 会入力	何の レー+ して1)数字 サビリ: 「さい。	を入 ティシ	力すれ ールに表示	ずい ^{示さ}
		wedcante		く B 住宅部	http://v ーー 品・レーサ	www.cbl.c 「M」 ビリティ ◆	s)			
		1	23	4	5	67	8		2072 	

	LED照明器具工事の施工情報登録
	团地名
	街区・号棟⑥
	設置場所・⑦ 灯番号
8	工事種別 設置 撤去 修理 ランプ交換
9	部品ucode QR 設置情報から
10	製造業者
	登録済の製造業者を選択 ✓
]	型式
U	製造業者を選択後、登録済みの型式・製造番号を選択 ▼
D	製造年
13	登録 取消



新規に LED 照明器具を設置する場合や、撤去・修理・ ランプ交換を行う場合の入力方法等を説明します。

■本章の内容										
① 設置する場合の入力・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	11	
② 撤去・修理・ランプ交換する場合の入力	•	•	•	•	•	•	•	•	14	
③ 別の団地の入力操作を行いたい場合・・	•	•	•	•	•	•	•	•	18	



- ⑥ 街区・号棟を入力します。 番号入力の場合は半角数字7桁で入力 してください。
- ⑦ 設置場所・灯番号を入力してください。
- ⑧ 施工種別は「設置」を選びます。
- ⑦ 部品 ucode を入力するか、「QR」をタ ップし専用の QR コードリーダーから QR コードの情報を読み取ります。
- ① LED 照明器具の製造業者名を「登録済の製造業者を選択」から選びます。選択肢にない場合は、直接、製造業者名を入力します。
- ① LED 照明器具の型式を「製造業者を選 択後、登録済みの型式を選択」から選びます。選択肢にない場合は、直接、 型式を入力します。
- LED 照明器具の製造年を西暦 4 桁(半角)で入力します。
- ③「登録」をタップすると設置情報を仮登録します。

ぎ 「音	<mark>兆品 ucode」は、何の数字を入力すればい</mark>
(10)?
LED	・照明器具に貼付したトレーサビリティシールに表示さ
れて	いる 8 桁の数字を入力して下さい。
	Image: bitp://www.dbl.or.jp/ BL-TMS ######/~ ##U777 1 2 3 4 5 6 7 8

	LED照明器具工事の施工情報登録 〓
	団地名
	街区・号棟④
	設置場所・⑦ 灯番号
8	
9	部品ucode QR 設置情報から
10	製造業者
	登録済の製造業者を選択 ▼
	型式
U	 製造業者を選択後、登録済みの型式・製造番号を選択 製造業者を選択後、登録済みの型式・製造番号を選択 ▼
12	製造年
13	登録取消

② 誤って登録した仮登録を取り消す場合は、 「街区・号棟」「設置場所・灯番号」を入 力してから、「設置情報から」ボタンを押 します。

対象の「街区・号棟」「設置場所・灯番 号」に登録済みの部品や仮登録された部品 の一覧が表示されるので、取消する仮登録 を探し「削除」ボタンを押します。

1.54	う並木面	Ω.	
撤去	修理	ランプ交換	
	<u>II</u>		
Q	R 設置	情報から	
者を選択			
老た週旬			•
白心思扒			
自て通い 後、登録済み(の型式・製造	番号を選択	
きを選ぶ 後、登録済み(後、登録済み(の型式・製造 の型式・製造	番号を選択 番号を選択	•
巻、登録済み(後、登録済み(の型式・製造 の型式・製造	番号を選択 番号を選択	•
	撤去 撤去	撤去 修理 【2 QR 【没置 者を選択	撤去 修理 ランブ交換 で QR 設置情報から 者を選択

LED設置情報-	-覧 〓
設置情報	
	仮登録
部品ucode	
メーカ	Constitution (Constitution)
型式	ALCOPPLUM Approximation
施工種別	設置
	())-2 選択
I	
I	



- ⑥ 街区・号棟を入力します。 番号入力の場合は半角数字7桁で入力 してください。
- ⑦ 設置場所を入力してください。
- ⑧ 施工種別は「撤去」「修理」「ランプ交換」のいずれかを選びます。
- ⑦ 部品 ucode を入力するか、「QR」をタップし専用のQRコードリーダーからQRコードの情報を読み取ります。 または、「設置情報から」をタップして、⑥⑦で入力した「街区・号棟」「設置場所・灯番号」に登録済みの部品の一覧を表示し、その中から選択します。
- ⑩「登録」をタップすると設置情報を仮登 録します。

	LED照明器具工	事の施	工情報登錡	
	団地名	v-15-2	10000	
	街区・号棟			
	設置場所・ 灯番号			
8	工事種別			
	設置	徹去	修理	ランプ交換
9	部品ucode	Q	R 設置情	「報から
10	登録 取消			



① 誤って登録した仮登録を取り消す場合は、 「街区・号棟」「設置場所・灯番号」を入 力してから、「設置情報から」ボタンを押 します。

対象の「街区・号棟」「設置場所・灯番 号」に登録済みの部品や仮登録された部品 の一覧が表示されるので、取消する仮登録 を探し「削除」ボタンを押します。

LED照明奋兵	e⊥ ₽ 07//8.			٦.,
団地名	いちょ	う並木国	Ż	
街区・号棟				
設置場所・ 灯番号				
工事種別				1.1
設置	撤去	修理	ランプ交換	
部品ucode		12		
	Q	R 設置	情報から	
製造業者	Q	R 設置	青報から	L
製造業者 登録済の製造業	Qf 者を選択	R 設置	青報から	
 製造業者 登録済の製造業 登録済の製造業 	Of 者を選択 者を選択	R 設置	情報から	
 製造業者 登録済の製造業 登録済の製造業 型式 	Qi 者を選択 者を選択	R 設置	清報から	
製造業者 登録済の製造業 登録済の製造業 型式 製造業者を選択	Qi 者を選択 者を選択 後、登録済み()	R 設置	情報から↓	
 製造業者 登録済の製造業 登録済の製造業 型式 製造業者を選択 製造業者を選択 	ス 者を選択 者を選択 後、登録済み(後、登録済み(R 設置 の型式・製造行 の型式・製造行	情報から	
 製造業者 登録済の製造業 登録済の製造業 型式 製造業者を選択 製造業者を選択 製造集 	2: 者を選択 者を選択 後、登録済み(R 設置 の型式・製造者 の型式・製造者	清報から - - - - - - - - - - - - -	
 製造業者 登録済の製造業 登録済の製造業 型式 製造業者を選択 製造業者を選択 製造業者を選択 	査を選択 者を選択 後、登録済み(後、登録済み(R 設置 の型式・製造 う型式・製造 う型式・製造 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	情報から ▼ 番号を選択 ▼	

LED設置情報-	-覧 〓
<u></u> 設迫 消報	
	仮登録
部品ucode	ALC: NO. 1
メーカ	and all all all all all all all all all al
型式	ALCOLUMN .
施工種別	設置
	())-2 選択 削除



スマートフォンでの登録作業中に、 LED 照明器具の設置情報を登録する 団地が変更した場合に、団地を変更す る方法を説明します。

- 7 画面の右上をタップする。
- 別の号棟に変更する場合は、右上の「
 し、団地選択画面に戻ります。

LED照明器具工事の施工情報登録 〓	LED照明器具工事の施工情報登録	団地選択
団地名 街区・号棟	■ 戻る ログアウト	部品情報確認画面へ 工事区分と団地を選択してください 工事区分
設 (国 物) / T * 灯 番 号 工事種別 設置 撤去 修理 ランブ交換	灯番号 工事種別 設置 撤去 修理 ^{500[*]} 交換	 ○ 住警器工事 ● LED照明器具工事 団地選択 団地
部品ucode OR 変要情報から	部品ucode OR 設置情報から	いちょう並木国立 選択
登録 取消	登録 取消	



スマートフォンを使って、LED 照明器具の部品情報と 設置情報を表示します。

■本章の内容

3-1 LED 照明器具の情報を表示する・・・・・・・・・19



- ⑤ BL-TMS シールの番号入力画面になるので、 部品 ucode を入力するか、「QR」をタップ し専用の QR コードリーダーから QR コード の情報を読み取ります。
 - ※ 番号入力欄には半角の数字しか入力できません 入力できないときは、全角入力になってい ないか、数字以外を入力していないかを確 認してください。
- ⑥ 「表示」ボタンを押します。

1

- ⑦ 指定した LED 照明器具がシステムに登録済 みであれば、その部品情報と設置情報が表示 されます。
- ⑧ 元の画面に戻るには、右上の「三」をタップして表示されるメニューから、「戻る」を選んでください。

	部品設置情報確認
	団地選択画面に戻る
5	BL-TMSシールの番号 OR 読込
6	表示

部品設置情報確		8	部品設置情報確	
部品情報				
BL-TMS番号	10000		DE-IMORI-J	אטיתפים
品目名	11.000.00		品目名	11. PT0.0
製造業者名	0.10120-0012		製造業者名	ALL CONTRACTOR
型式	8000 - 1800		型式	ALC: 1010
製造年			製造年	10.00
設置情報			設置情報	
団地名	0.000		団地名	0.004
団地コード	A 1998 A 19		団地コード	A 1998 A 199
工事名称	400 A 100 A 100 A 100 A		工事名称	2012/01/01/01/01
	THE OWNER WATCHING TO AN A PARTY OF A PARTY			NAME OF A DESCRIPTION OF A
街区・号棟	Description of the local data		街区・号棟	Description of the local distribution of the
号棟管理コー			号棟管理コー	
۲			۲	
設置場所			設置場所	
施工種別	10.0		施工種別	1.0
工事日	(and a given		工事日	and appendix
施工者名	100000000000000000000000000000000000000		施工者名	100000000000
				5.5

20



システムを利用する施工者および設置業者は、システム利 用規約に同意することが必要です。 システム利用申請書は、システム利用規約に同意した上で、 施工者がベターリビングに申請する必要があります。

■本章の内容																		
4- 1 システム利用規約・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
4-2 システム利用申請書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29



(目的)

第1条

この利用規則は、一般財団法人ベターリビング(以下、当財団という。)がトレーサビリティ情報 の管理を行うことができる優良住宅部品として認定した住宅部品に関する情報を管理するために当 財団が提供する住宅部品トレーサビリティ情報管理システム(以下、本システムという。)を、当財 団が許可した者(以下、利用者という。)が無償で利用することに関して必要な事項を定めることを 目的とします。

(用語の定義)

第2条

- この利用規則において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によるものとします。
- 「住宅部品トレーサビリティ情報管理システム」とは、住宅管理者が、自らの住宅に 設置された住宅部品のトレーサビリティ管理情報をインターネットを利用して、効率 的に管理するために必要な機能を有する情報システムをいいます。
- 2. 「利用者」とは、住宅管理者、施工業者、設置業者、製造メーカ又はシステム管理者を いい、それぞれの利用者は、次の者をいいます。
 - (1) 住宅管理者:住宅を所有する者、または住宅の管理責任を有する者。住宅の管理 を委託された者を含む
 - (2) 施工業者:住宅管理者からの住宅部品の設置、交換等を元請として請け負った工事 業者
 - (3) 設置業者:施工業者からの発注等により、住宅部品の設置、交換等の工事を行う者
 - (4) 製造メーカ:住宅部品を製造し、優良住宅部品として当財団の認定を受け、個品 識別 ID が表示された、当財団が頒布する証紙を貼付して製品を出荷する者
 - (5) システム管理者:利用者への ID 等の発行及び本システムの保守等を行う、当財団及び当 財団が委託した第三者
- 3. 「トレーサビリティ管理情報」とは、住宅情報、製品情報、工事情報又は設置情報 をいい、それぞれの情報は次によります。
 - (1) 住宅情報:住宅の所在地。住所のほか、団地の場合は団地名、号棟、号室など
 - (2) 製品情報:製造メーカ名及び製品を個別に識別する番号など
 - (3) 工事情報:住宅管理者が発注、委託等を行う、住宅部品の設置、取り外し、廃棄等の工事 に関する、工事名、工事期間、施工業者名など
 - (4) 設置情報:住宅部品の工事が行われた住宅の所在地と、設置・廃棄等された住宅部品の個 品識別情報、設置した施工業者、設置した時期など

(本システムの利用)

第3条

- 1. 利用者は、本利用規則に同意した場合に限り、本システムを利用できるものとします。
- 2. 利用者は、当財団に対し、本システムの利用について、何らの権利や法的利益を有するもので はないことを確認するとともに、名目の如何を問わず、一切の請求、異議申立てをしないものと します。

(情報の閲覧等)

第4条

利用者の種類に応じた情報の登録、閲覧及び編集の範囲は次のとおりとします。

- (1) 住宅管理責任者は、自らの住宅に係る住宅情報、製品情報、工事情報又は設置情報の登録、閲覧及び編集ができるものとします。
- (2) 施工者は、工事等を請け負った工事について、工事期間又は工事期間に加えて 該工事の発注等を行った住宅管理責任者が定める期間のみ、住宅情報、製品情報、 工事情報又は設置情報の登録、閲覧及び編集ができるものとします。
- (3) 設置業者は、施工者から指定された工事に係る住宅情報、製品情報、工事情報又は設置情報を施工者から指定された工事期間中登録ができるものとします。
- (4) 製造メーカは、自らの製品情報の登録、閲覧及び編集ができるものとします。
- (5) システム管理者は、本システムで取り扱う全ての情報を登録、閲覧及び編集が きるものとします。

(利用規則の変更)

第5条

- 1. 当財団は、この利用規則を予告なく変更することがあります。この場合には、全て の提供条件は変更後の利用規則によります。
- 当財団は、この利用規則を変更するときは、本システムのトップページ、その他当財団が定め る方法により通知します。

(利用終了後の措置)

第6条

- 1. 当財団は、利用者が本システムの利用の終了を通知したとき、又は、予め指定され た期間が設定されている場合の当該期限を経過したときは、関係ログイン ID 及びパス ワードではログインできない措置を講ずるものとします。
- 2. 利用者は、前項の状態となっている場合においても、当財団が指定する方法かつ期間 の間に限り、当該利用者に係る保管情報の提供を受けることができるものとします。
- 3. 前項による場合にかかる料金は、当財団の定めによるものとします。

(本システムの提供にかかる責務)

第7条

- 1. 当財団は、利用者によって登録された情報の正確性について、一切の責任を負わ ないものとします。
- 本システムの利用ができなくなった場合、保管情報が消失、毀損又は破壊された場合 その他本システムの運営・管理に何らかの支障が生じた場合、当財団は、当財団の故 意又は重過失による場合を除き、利用者に対し、名目の如何を問わず、一切の責任を 負わないものとします。

(利用のための機器等の準備)

第8条

利用者は、本システムを利用するにあたり、次の事項を準備し、維持するものとします。

- (1) インターネットへの接続環境
- (2) 本システムを利用するために必要な機器、ソフトウェア等、環境要件
- (3) 当財団からの通知等を受信することが可能な、電子メールのアドレス

(アカウントの発行及び管理)

第9条

- 1. 当財団は、本システムを利用するためのログイン ID 及び初期パスワードを利用者に 発行するものとします。ただし、以下の利用者にあっては、それぞれ次に定める方法 により発行を受けるものとします。
 - (1) 施工者は、当財団が別に定める申請書に必要事項を記入押印の上、住宅管理者から本システムを利用する工事を受注したことが確認できる資料の写しを添えて、当財団に書面をもって提出するものとします。
 - (2) 施工者は、当該工事に係る情報を登録する設置業者のログイン ID 及び初期パス ワードを発行できるものとします。
- 利用者は、初期パスワードでのログイン後、当財団に連絡することなく、本システム上でパス ワードを変更することができるものとします。
- 3. 利用者は、発行されたログイン ID 及びパスワードの管理責任を負うものとします。
- 利用者は、ログイン ID 及びパスワードが窃用その他不正使用され又はその可能性があること が判明したときは、直ちに当財団にその旨を連絡するとともに、当財団から指示がある場合に はこれに従うものとします。
- 5. 施工者は、設置業者に対し本システムの利用規則を順守させるものとします。また、設置業者 が本システムを利用するにあたり本利用規則の禁止事項を行った場合は、設置業者だけでは なく、施工者もその行為を行ったとみなします。

(本システムへのログイン)

第10条

本システムの利用にあたっては、前条第1項及び第2項で発行されたログイン ID 及びパスワードを使用するものとします。

(本システムの利用方法)

第 11 条

利用者は、当財団が別に定める、本システムへの情報の登録、閲覧及び編集等の方法に従い、本 システムを利用するものとします。

(本システムの著作権等)

第12条

利用者は、当財団が本システムの提供において用いるソフトウェア、ホームページ、操作説明書 等に係る著作権等に関して、明示的に定められているものを除き、当財団、業務委託を行った者及 びそれらにライセンスを提供する第三者が保有していることを了解するものとします。

(禁止事項)

第13条

利用者は、次の各号に該当する事項を行ってはならないものとします。

- (1) 本利用規則に反すること
- (2) 違法、不当、公序良俗に反する態様において本システムを利用すること
- (3) 当財団の信用を毀損するおそれがある態様で本システムを利用すること
- (4) コンピュータウィルス等有害なプログラムを、本システムを通じて、もしくは本 システムに関連して使用し、又は第三者に提供すること
- (5) 住宅部品のトレーサビリティ管理に使用する情報以外の情報を登録すること
- (6) 本システムを他の利用者の利用に対し支障を与える態様において利用すること
- (7) その他当財団が不適切と判断すること

(本システムの利用の制限)

第14条

- 当財団は、利用者が次の各号の一に該当するとき、本システムの利用を制限することができる(閲覧は可能とするが、すでにある登録を抹消したり、もしくは今後登録させなかったりする、ログインできないようにする、IDを無効化する、その他当財団が任意にとる措置を含む)ものとします。
 - (1) 本利用規則に反するおそれがあることが明らかであるとき
 - (2) 前条の定めに違反したとき
- 当財団は、前項の利用の制限を行うときは、利用者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(システム利用の中止)

第 15 条

当財団は、利用者が以下の各号の一に該当することが判明した場合は、何らの催告を要せず、本 システムを利用できない措置をとることができるものとします。

- (1) 第13条の定めに違反したとき
- (2) 暴力的な要求行為
- (3) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (4) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (5) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (6) その他(2) ないし(5) に準ずる行為
- (7)利用者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (8)利用者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が利用者の属する組織の経営に 実質的に関与していると認められるとき。
- (9) 利用者が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる とき。

(システム提供の停止)

第16条

- 1. 当財団は、次の各号に掲げるときは、本システムの提供を停止することができるものとします。
 - (1) 電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
 - (2) 電気通信設備の障害等やむを得ないとき
 - (3) 天災地変その他、火災、停電、戦争、動乱、暴動、騒乱等の不可抗力により本システムの利 用が提供できなくなったとき
 - (4) インターネット接続業者や第一種通信事業者の提供する電気通信役務の不具合等により本 システムの利用の提供が困難になったとき
 - (5) サイバーテロ、クラッキング、不正アクセス等のインターネット上での攻撃等により本シ ステムの利用の提供が困難になったとき
 - (6) その他当財団が必要と判断したとき
- 2. 当財団は、本システムの利用を提供する設備等に障害が発生し正常な利用ができな い場合は、障害の直近にバックアップされた情報に遡って再開するものとします。
- 3. 当財団は、第1項に基づき本サービスの提供を停止するときは、事前に通知するもの とします。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(個人情報の取扱)

第 17 条

- 当財団は、個人情報保護法に準拠し、当財団の個人情報保護方針 (http://www.cbl.or.jp/privacy_policy.html)に基づき、個人情報を適切に取り扱うこととします。
- 当財団は、次に示す利用目的以外に利用者の個人情報を利用しないものとします。ただし、これ以外の利用目的について、利用者の同意を得た場合はこの限りではありません。
 - (1) ログイン ID 及び初期パスワードの発行等に係る事務
 - (2) 利用者の本人確認に必要な事務
 - (3) 情報の登録、閲覧及び集計の結果の確認、通知等に係る事務
 - (4) 登録された住宅部品に不具合等が発生した場合の通知に係る事務
 - (5) 本システムの利用に関する問い合わせ等に係る事務
- 3. 当財団は次のいずれかに該当する場合を除き、利用者から取得した個人情報を第三者に提供 しないものとします。
 - (1) 法令に基づく請求があったとき
 - (2) 利用者の同意があるとき
 - (3) その他正当な理由があるとき

(登録情報の扱い)

第18条

当財団は、登録された情報をサービスレベルの向上及び個別の属性情報が特定されない状態での統計処理を目的とした範囲内で活用させて頂く場合があります。

2016年 月 日制定 一般財団法人ベターリビング



住宅部品トレーサビリティ情報管理 システムを利用するためには、システ ム利用申請書をベターリビングに提 出する必要があります。

住宅部品トレーサビリティ情報管理システム+ システム利用申請書+

> □新規・□ID再利用: 0000004 (再利用IDを記入), 申請日令和年月日+

一般財団法人 ベターリビング。

理事長 兵鍋 純 様

ų.

(申請者^{※1})。
住所 会社名 代表者名
(印)。

一般財団法人ベターリビングの定める「住宅部品トレーサビリティ情報管理システム利用規則」に同意し、 以下の内容で、システムの利用を申請します。

この申請書に記載の事項は事実に相違ありません。

1.システム利用者登録情報(ID 再利用は記載不要ですが変更箇所は記載ください)。

(会社名·所属·役	職).	(責任者氏名)。	
		ж.	
(郵便番号)	(住所)。		
(電話番号)		(E-mailアドレス) ^{※2} 。	
0.000			

2. 工事情報

発注	E者名 。	্য								2
工事	\$件名。	1								
対象団	住宅用火災警報器。	а								à
団地名、	LED 照明器具 -	а								,
工事	, 期間 ^{※5} ,		年	月	日	~	年	月	Ħ a	-

※1 申請者は工事の元請け事業者であることが必要です。(工事請負認約書の1枚目の写し等)を添付してください。

※2 システム利用のために発行されるログイン ID は、このアドレス宛に <u>E-mail で</u>お送りします。。

※3 パスワードは半角の英数字と記号が利用出来ます。(0~9、a~z, A~Z, L"#\$%&()*+,-./:;<=>?@[¥]^_'{]})。 英字、数字、記号のうち2種類以上を退せたものを使って下さい。。

※4 仮パスワードでログイン可能な ID を通知します。。

※5 システムの利用期限は、工期末日から 60 日間です。その他の利用期間を希望する場合は、発注者にご相談ください。利用期限はログイン後に確認できます。。

3. 設置業者用利	用者情報登録。		1510 AL-0825
(会社名・所属・役	職)。	(责任者氏名)。	2
		a	
(郵便番号)	(住所)。		3
(電話番号)	4		4

(会社名・所属・役	職).	(责任者氏名)。	
. <i>t</i> .		3	
(郵便番号)	(住所).	199	
 (電話番号)	a.		
а			

(会社名・所属・役職)。		(责任者氏名)。	
A		(<u>4</u>	
(郵便番号)	(住所)。	<u>.</u>	
。 (電話番号)			

(会社名・所属・役	職).,	(責任者氏名)。	
,t		5 8 0	
(郵便番号)	(住所)。	3	
(電話番号)	<i>2</i> 0		
a			

本書の送付先:〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 6F。 一般期団法人ベターリビング 住宅部品企画部 保険・表示課 トレーサビリティ係。 お問合せ: TEL 03-5211-0398 E-mail 住警器:<u>bitms@obl.or.jp</u>、LED 照明:<u>bitms-light@obl.or.jp</u>。

住宅部品トレーサビリティ管理システム LED 照明器具 登録手順書~スマートフォン編~ver2.0 発行:一般財団法人ベターリビング 問合せ先:住宅部品企画部 トレーサビリティ係 電話:03-5211-0998 お電話受付時間:9:30~18:00 (±、日、祝日、夏季休暇、年末年始を除く) E-mail:bltms-light@cbl.or.jp

2022.10 更新

無断複写・転載を禁ずる